

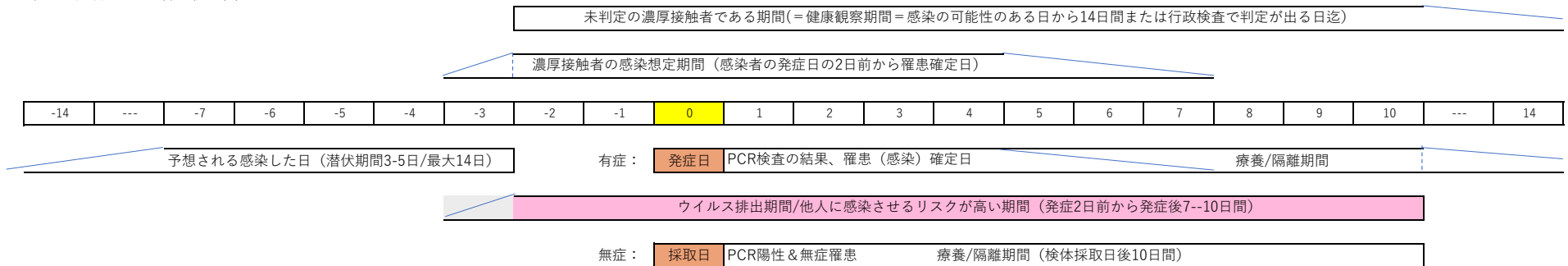
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策ガイドライン（第3版-2） ---補足説明

「2. 出場または入場停止措置をとる場合の基準」の基本的な考え方について

ガイドラインで考えるべき第一の対策は、「感染者の大会からの分離」、即ち、「感染者または感染しているリスクのある者を出場または入場させないこと」です。但し、リスクをゼロにすることは、現実的には難しく、現実的な対策でいかにリスクを最小化するかの基準づくりとリスクの評価をしておくことが重要と考えられる。

1 PCR陽性者の療養/隔離期間と感染させるリスクが高い期間、及び、濃厚接触者の接触時期による定義---厚生労働省HPより

厚生労働省HPの内容を纏め図示すると；



感染対策の視点で押さえておくべきポイントは、

- ・ COVID-19は指定感染症であり、行政の管理・判断が、第一義的に有ること。
- ・ 発症日の2-3日前から発症10日後まで、感染させるリスクがあること。(発症日の同定が根拠不明確なら、安全サイドで3日前と考えるべき)
- ・ 有症無症に関わらず、感染させるリスクがあること。
- ・ 公的判断された感染者は、公的なもの故、行政検査により判定され、その療養隔離期間は行政の判断に委ねられる。(民間検査/私的検査や私的基準での判断の対象外)
- ・ 公的判断された濃厚接触者は、行政検査せず14日間の健康観察外出自粛措置の場合もある。濃厚接触者の判断・検査は、公的なもの故、行政に委ねられる。(民間検査/私的検査での判断対象外)

2 ガイドライン 「2. 出場または入場停止措置をとる場合の基準」個々に関する説明

感染者・濃厚接触者は、行政の管理下に置かれ、療養隔離措置解除・健康観察外出自粛措置解除も行政の判断に委ねられる。

従って、ガイドライン上対策は、原則、【厳しい方向】:「出場・入場停止措置」≧「公的隔離等解除措置」:【緩い方向】で設計するのが妥当と考える。

ガイドラインでは、無症状の者および軽症で回復した者(=元気で感染力があるリスクを保持する者)に対し、特に注意して考えるべきである。

2-1) i) 出場者または入場者が、感染者または(公的判断上の)濃厚接触者の場合

i -1) 感染者の出場または入場停止措置

COVID-19発症中で公的判断による療養・隔離対象の者。

COVID-19発症、症状軽快後72時間経過または24時間以上空けたPCR検査等で2回陰性判定により、療養解除となっても発症後14日以内の者。

無症状でCOVID-19感染発見から14日以内の者。

療養隔離中の者は、言う迄もなくNG。また、療養隔離後、行政により療養隔離措置を解除された者は、本ガイドライン上の出場または入場停止措置を解除するが、

下記の制限は維持する；

- ・ 発症から14日以内の者はNG
- ・ 無症状で、感染発見日から14日以内の者はNG

i -2) (公的判断上の)濃厚接触者の出場または入場停止措置

(公的判断上の)濃厚接触者と認定され、行政検査(PCR検査/抗原検査)で陰性判定が出ていない者、または、未検査で濃厚接触日から14日以内の者。

濃厚接触者は、感染者と準じて取り扱う。即ち、感染発見日を濃厚接触日に読み換え、無症状感染者と同様に取り扱う。

但し、濃厚接触者が発症した場合、発症日を基準とした感染者として取り扱う。

尚、公的判断で濃厚接触者の健康観察外出自粛措置が解除された場合、解除後、所属大学より当連盟へ文書による正式報告し、当連盟がこれを受理することで、出場または入場停止措置も解除する。

2-2) ii) 出場者または入場者以外の部員または部関係者から、感染者または(公的判断上の)濃厚接触者が出た場合

本項は、感染者または感染していた濃厚接触者からの2次感染リスクを考慮したものである。

感染者や感染者との接触による濃厚接触者の同定の公的判断は、所轄保健所が行うが、剣道の特性からくる感染リスクを考慮し、本ガイドラインでは二次感染リスクに対し広く網を掛けて対応する。

行政の網に引っ掛かり、新たな感染者または濃厚接触者となった出場者または入場者は、前記 i) の対応となるが、それ以外の者については本項 ii) の対応とする。

即ち、行政の網に引っ掛からず、感染日から潜伏期間を経て無症状で発症しウイルスを排出し感染させていることを想定し、出場または入場者には、全員、PCR検査での陰性証明を求める。

但し、行政の範囲を超えているので民間のPCR検査センターの結果を利用する。

言い換えれば、大会開催日3週間前以降、剣道部員または剣道部関係者から、感染者または(公的判断上の)濃厚接触者が出た場合、当該大学の出場者または入場者全員に対し、感染リスクに対する公的または私的な検査・判定が実施されることになる。

ii -1) 大会開催日の3週間前(21日)以降、活動中の剣道部員または剣道部関係者から感染者が出た場合の措置

当該大学の部員及び関係者全員を、「本ガイドライン上の濃厚接触者」と見なし入場停止措置の対象とする。

但し、当該大学の大会出場者および大会会場入場者には、大会前にPCR検査を受け陰性証明(または、類似する然るべき証明)を提出義務を課すことにより、入場停止措置を除外する。

公的判断に関わらず、全員を高感染リスク者とみなし取り扱う。公的判断で行政の管理下に入るものは、前記 i) に従って対応する。公的判断で行政の管理下外の者については、本項で対応する。

尚、活動中の剣道部員とは、文書によって正式に休部していない登録部員全員を指す。

ii -2) 大会開催日の3週間前(21日)以降、活動中の剣道部員または剣道部関係者から、未判定の(公的判断上の)濃厚接触者が出た場合の措置

当該大学の部員及び関係者全員を、「本ガイドライン上の濃厚接触者」と見なし入場停止措置の対象とする。

但し、当該大学の大会出場者および大会会場入場者には、大会前にPCR検査を受け陰性証明(または、類似する然るべき証明)を提出義務を課すことにより、入場停止措置を除外する。

また、当該「未判定の濃厚接触者」が、(公的判断により)非感染者と判定された場合、当該大学への入場停止措置は解除する。

未判定の濃厚接触者に対し、公的判断が下された時点で、この判断のカテゴリーに従い対応する。

公的判断が未定の場合、全員を高感染リスク者とみなし、本項の対応を行う。

注1) "大会前にPCR検査"---大会4日前以降採取の検体でのPCR検査結果で、大会当日までにその結果の陰性証明を提出すること。

PCR検査は、検体採取日のウイルスの排出の有無を判定するもの故、開催日に出来るだけ近いタイミングでの採取が望ましい。

一方、民間PCR検査は、結果が出るまで一定時間必要故、必ず検査業者にこの日数を確認して下さい。(通常1-2日ですが、検査能力と検査検体数の状況に拠る為、確認必須です)

PCR検査の精度は、70%程度とも言われています。また、感染していても検体採取日が潜伏期間の場合、陰性判定となりますが、開催日には有症無症状に関わらずウイルスを排出し感染させる可能性もあります。

陰性証明を求められる方は、例え陰性判定だったとしても、他の方より若干なりとも感染させるリスクが高いと考えて大会中の行動をお願いします。

≪"3.大会開催が可能な場合 B.次善の策の対策：すり抜けて参加した感染者から感染しない、または、感染リスクの最小化" の追加訂正≫

大会開催時、対面に対応し「密」を形成し易い受付・竹刀検査に関し、個人及び運営上の対策を明記した。

係員のマスク+フェースシールド着用 ---"①個人防護具"の項

換気・ airflow管理と間隔確保 ---"③会場全体のエアロゾル対策/換気"の項